

中核的労働要求事項に関する方針表明

当社は ILO(国際労働機関)が定めた「中核的労働基準」を尊重し、労働者の人権を擁護するために以下の通り方針を表明します。

1、児童労働の禁止、若年労働者への配慮

当社は、最低就業年齢に満たない児童に労働させません。18歳未満の若年従業員を夜勤や 残業など、健康が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

2、強制労働の禁止

当社は、あらゆる形態（強制、拘束、非人道的な囚人労働など）での強制労働を排除します。また、従業員の雇用を自ら終了する権利を尊重します。

3、職業と雇用における差別の撤廃

当社は、雇用及び職業において差別がないことを保証します。基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疫病・障害による差別、ハラスメント等、人権を無視する行為を行いません。

4、結社の自由と団体交渉権の尊重

当社は、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由及び 団体交渉権を尊重します。

2022年10月31日

ガデリウス・インダストリー株式会社
代表取締役社長 ヨスタ・ティレフォーシュ